

# 消 防 計 画

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日作成

## (目的)

### 第1条

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、[REDACTED]の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

## (管理権原者及び防火管理者の業務と権限)

### 第2条

#### 1 管理権原者

- (1) 管理権原者は、[REDACTED]の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、十分に防火管理業務を適切に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えることとする。
- (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

#### 2 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限をもって、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施
  - ア 建物 基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段
  - イ 防火施設 防火戸、防火シャッター
  - ウ 避難施設 階段、避難口
  - エ 電気設備 変電室、分電盤
  - オ 危険物施設 少量危険物貯蔵取扱所等
  - カ 火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）給湯設備、ガス設備、ボイラー
  - キ 消防用設備等
- (4) 消防用設備等の法定点検・設備及び立会い
- (5) 防火対象物の点検及び報告に関する事
- (6) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 放火防止対策の推進

## (予防管理組織)

### 第3条

予防管理組織を **別表1** のように定める。

## (日常の火災予防)

### 第4条

1 別表1に定める担当者の任務は次の表のとおりとする。

担当者の任務	
防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設の防火管理業務の総括責任者</li> <li>各担当者と火元責任者に対し指導監督を行う。</li> </ul>
火元責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火気責任者に対し指導監督を行う。</li> </ul>
火気責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当区域の火災予防について、「自主検査表」などに基づき、チェックし防火管理者に報告する。</li> </ul>

2 防火管理者・職員の注意事項は次の表のとおりとする。

防火管理者が守るべき事項	<p>① 収容人員の管理</p> <p>ア 人员をチェックし、収容人員を常時把握する。</p> <p>② 火気等の使用制限</p> <p>防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。</p> <p>ア 喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定</p> <p>イ 火気設備器具の使用禁止場所及び使用指定場所の指定</p> <p>ウ 危険物の貯蔵、取り扱い場所の指定</p> <p>③ その他</p> <p>ア 防火戸・防火シャッターの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。</p> <p>イ 防火管理者は、定期的に施設内にあるカーテン、敷物などが防炎物品であるかどうか確認する。</p>
職員等が守るべき事項	<p>① 全職員は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火施設が有効に機能するように、次の事項を行わなければならない。</p> <p>ア 廊下、階段、通路には、物品（いす、机等）を置かない。</p> <p>イ 階段等出入口に設けられている扉（常に閉まっている扉及び熱・煙等により自動的に閉まる扉）の開閉をさまたげるような物品が置いてある場合は直ちに除去する。</p> <p>ウ 防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品が置いてある場合は直ちに除去する。</p> <p>エ 上記において、物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。</p> <p>② 火気管理等</p> <p>ア ガスこんろ、電熱器等の火気設備器具は指定された場所以外では使用しない。</p> <p>イ 火気設備器具は、使用前及び使用後必ず安全を確認する。</p> <p>ウ 電気設備器具の周囲は、常に整理整頓し、可燃物等を近接して置かない。</p> <p>③ 防火管理者への連絡、承認事項</p> <p>次の事項を行う者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければな</p>

	<p>らない。</p> <p>ア 施設の一部を用途変更して使用するとき。</p> <p>イ 各種火気設備器具を新設又は増設するとき。</p> <p>ウ カーテン、暗幕、敷物等を設置又は交換しようとするとき。</p> <p>エ 危険物を使用するとき。</p> <p>④ 防火防止対策</p> <p>ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。</p> <p>イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行なう。</p> <p>ウ 建物内外の整理整頓を行なう。</p>
--	---

### 3 自主検査に関する事項

防火管理者及び火元責任者は、建築物、火気使用設備、電気設備、消防用設備、危険物、その他必要な事項について点検、記録しその結果を保存する。

#### (消防機関との連絡)

##### 第5条

###### 1 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届 出 等 の 時 期	届 出 者 等
① 防火管理者選任 (解任) 届出	防火管理者を定めたとき又はこれを解任したとき、若しくは管理権限者を変更したとき	管 理 権 原 者
② 消防計画作成 (変更) 届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防設備等の点検・整備、避難設備の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更	防 火 管 理 者
③ 消防訓練通知書	消防訓練を実施するとき	防 火 管 理 者
④ 消防用設備等 点検結果報告	(1年・3年) に1回 (総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書)	管 理 権 原 者
⑤ 消防用設備等 の 設 置 届	消防用設備等を増設、改設、移設したとき	管 理 権 原 者
⑥ 工事中の消防計画	工事着工前に事前相談し、届出	防 火 管 理 者 (管理権原者)
⑦ 防 火 対 象 物 点検結果報告	1年に1回 防火対象物定期点検終了後	管 理 権 原 者

## 2 防火管理業務資料等の整備

防火管理者は、消防機関へ報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して整備し保管する。

### (自衛消防組織等について)

#### 第6条

1 自衛消防組織の編成は、**別表2** のとおりとし事務室等の見やすいところに掲示する。

#### 2 自衛消防活動

通報・消火・避難誘導等の担当者は、火災の際以下に示す基準により行動する。

##### (1) 通報係

ア 119番通報とともに、放送設備等により出火・避難誘導などを指示する。

イ ぼやで消えた後でも、消防機関へ通報する。

ウ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により管理権原者、防火管理者へ連絡する。

##### (2) 消火係

ア 出火場所に急行し、消火器具等を用いて積極的に初期消火活動を行う。

##### (3) 避難誘導係

ア 避難経路図に基づいて、避難誘導する。(別添避難経路図参照)

イ 携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

ウ 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。

エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れ者の確認を行い、防火戸や防火シャッターを閉鎖し自衛消防隊長に報告する。

### (消防用設備等の法定点検・設備の立会い)

#### 第7条

消防用設備等の点検業者及び立会者は**別表3** のとおり定める。

### (消防訓練の実施)

#### 第8条

消火・通報・避難誘導等の消防訓練計画を**別表4** のとおり定める。

### (危険物施設の関する事項)

#### 第9条

1 法令の定める自主点検を行い、施設の適正管理に努める。

2 危険物取扱者は、防火管理者と連絡を密にし、施設の維持管理、災害防止に努める。

3 危険物の流出、漏洩事故等に際しては、周辺への拡大防止と回収等の応急措置を講ずる。

4 事故等が発生した場合は、速やかに消防機関に通報する。

5 危険物施設に関する事項は、**別表5** のとおり定める。

## (休日、夜間等の防火管理体制)

### 第10条

#### 1 休日、夜間等の防火管理体制

休日、夜間等の勤務者は、定時の巡回、施錠確認等火災予防上の安全を確認する。

#### 2 休日、夜間等の自衛消防活動

休日、夜間等においては、現場にいる最高責任者の指示に従い、それぞれ第6条第2項と同様に通報・消火・避難誘導等の任務にあたる。

#### 3 無人時の対策は、次のとおりとする。

無人時に依頼する警備会社及び緊急連絡先は **別表6** に定めるとおりとする。

## (地震対策)

### 第11条

#### 1 日常の地震対策

(1) 地震対策を実施する責任者は、\_\_\_\_\_とする。

(2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

イ 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う。

ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。

エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。

(3) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検整備を実施する。

#### 2 地震後の安全措置

(1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

(2) 火気設備器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓を閉止又は電源遮断を行い各火元責任者はその状況を確認する。

(3) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。

(4) 地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具等及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。

(5) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

#### 3 地震時の活動

地震時の活動は、第6条第2項「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

##### (1) 情報収集等

ア テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。

イ 混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいる従業員に知らせる。

##### (2) 救出、救護

ア 救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。

イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

### (3) 避難誘導等

- ア 各避難誘導担当は、施設内の混乱防止に努め、次のことを行う。
  - (ア) 施設内にいる者を落ち着かせ、自衛消防隊長から命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
  - (イ) 広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について、説明する。
  - (ウ) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
  - (エ) 避難誘導は、避難者の先頭と最後尾に従業員を配置して行う。
  - (オ) 避難には、車両等は使用せず全員徒步とする。
- イ 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

### (防災教育について)

#### 第12条

防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、新規採用職員の採用時、消防訓練時等に次の項目について教育する。

- 1 消防計画について
- 2 職員等が守るべき事項について
- 3 火災発生時の対応について
- 4 その他火災予防上必要な事項

#### 附 則

この計画は\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から施行する。

**【別表 1】**

予防組織管理表

管理権原者		防火管理者
担当区域	火元責任者	火氣責任者

**【別表 2】**

自衛消防隊編成表

自衛消防組織編成表		
自衛消防隊 隊長	職・氏名	
通 報 班	氏 名	
消 火 班	氏 名	
避難誘導班	氏 名	
班	氏 名	
班	氏 名	

**【別表3】**

消防用設備等の点検業者及び立会者

点検業者名	
住 所	
電 話 番 号	
立会者（防火管理者）	
消防用設備等点検月	機器点検_____月 総合点検_____月 報 告_____月

**【別表4】**

消防訓練計画表

1 消防訓練は年_____回以上実施するものとする。	
2 訓練を実施する際は、その旨をあらかじめ消防本部へ届出するものとする。	
3 訓練は通報・消火・避難訓練を基本とし、適宜その他必要な訓練を実施する。	
4 従業員の防災教育を併せて実施する。	
訓練実施月	_____月 _____月

**【別表5】**

危険物施設管理表

危険物施設名	許可又は届出番号	危険物取扱者氏名	免状の種類

**【別表 6】**

無人時の警備会社及び緊急時連絡先

警備会社名		警備会社連絡先	
警備会社住所			

担当者役職	担当者名	連絡先

# 建築物等の自主検査表（建築物・その他） No.

区分	点検項目	点検実施日 年 月 日				点検実施日 年 月 日			
		点検者		責任者		点検者		責任者	
		判定	備考		判定	備考			
建物周囲	可燃物が放置されていないか								
	避難上、消火活動上有効な通路や空地が確保されているか								
防火区画	防火戸等の直近に開閉を妨げる物品はないか								
	防火戸等の変形、破損はないか								
	防火戸等はスムーズに開閉するか								
非常口 廊下 階段 避難通路	避難の妨げとなる物品等はないか								
	誘導灯、誘導標識等を隠すものはないか								
	非常口は容易に開閉できるか								
	床面につまずき、すべり等の発生要因はないか								
防炎部品	カーテン、じゅうたん等は防炎物品が使用されているか (防炎防火対象物の場合)								
火気管理	喫煙は指定された場所以外で行っていないか								
	吸殻の処理は適切か								
	火気使用設備、器具に異常はないか								
	火気使用設備、器具は、指定された場所以外で使用していないか								
	厨房の天蓋のグリスフィルターは清掃されているか								
危険物 少量危険物	施設に漏れ、飛散、破損、腐食等の異常はないか								
	標識に破損、よごれ等はないか								
	可燃物を放置していないか								

判定欄の記号 ○～良 ×～不良 ⊗～改修済

(注) 自主点検は、1か月に1回以上実施する。

# 消火設備の自主検査表

No.

区分	点 檢 項 目	点検実施日 年 月 日				点検実施日 年 月 日			
		点 検 者		責 任 者		点 検 者		責 任 者	
		判 定		備 考		判 定		備 考	
消 火 器	階ごとに適正な位置に設置されているか								
	変形、破損、腐食等の異常はないか								
	標識の破損、よごれ等はないか								
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	扉の開閉及び操作を妨げる物品等はないか								
	ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか								
	表示灯は点灯し、容易に確認できるか								
	ポンプ室のバルブ類は適正な開閉状態になっているか								
動 力 消 防 ボンプ 設 備	常時使用できるよう適正な場所に設置されているか								
	変形、損傷、著しい腐食等はないか								
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 泡 消 火 設 備 水 噴 霧 消 火 設 备	ヘッドの周囲に障害物はないか								
	ヘッドの変形、腐食、漏水はないか								
	間仕切変更等によるヘッドの未警戒部分はないか								
	圧力計の指示圧力は適正か（制御弁室、ポンプ室の圧力タンク）								
	ポンプ室のバルブ類は適正な開閉状態になっているか								
不 活 性 ガ ス・ハロゲ ン化物・粉 末消火設備	ヘッドの変形、破損はないか								
	起動装置の周囲に操作の障害物はないか								
	ポンベ室は漏水、異常高温となっていないか								
	操作等の説明標識はついているか								
補 助 散 水 柱 そ の 他 の 移 動 式 消 火 設 备	扉の開閉及び操作を防げる物品等はないか								
	ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか								
	表示灯は点灯し、容易に確認できるか								
	使用方法は明示されているか								

判定欄の記号 ○～良 ×～不良 ⊗～改修済

(注) 自主点検は、1か月に1回以上実施する。

# 警報設備の自主検査表

No.

区分	点検項目	点検実施日 年 月 日		点検実施日 年 月 日	
		点 検 者	責任 者	点 検 者	責任 者
		判 定	備 考	判 定	備 考
自動火災報知設備	感知器に変形、破損はないか				
	間仕切の変更等に感知器の未警戒部分はないか				
	発信機の周囲に障害物はないか				
	表示灯は点灯し、容易に確認できるか				
	受信機のスイッチは正常な位置にあるか				
	ベルは停止状態になっていないか				
火災通報装置	通報装置の周囲に障害物はないか				
	録音されているメッセージ（名称、電話番号、住所）に変更はないか				
非常ベル・自動式サイレン 非常放送設備	ベル又は放送の音量は適正か				
	放送設備の階選択、一斉放送等の操作機能は正常か				
	ベル又はスピーカーの変形、脱落等はないか				
ガス漏れ火災警報設備	検知器、中継器の変形、破損等はないか				
	受信機のスイッチは正常な位置にあるか				
	検知機の表示灯は正常に点灯しているか				
	警戒区域図は受信機の付近に設置してあるか				
漏電火災警報器	変流器に変形、破損はないか				
	受信機に異常はないか				

判定欄の記号 ○～良 ×～不良 ⊗～改修済

(注) 自主点検は、1か月に1回以上実施する。

# 避難設備の自主検査表

No.

区分	点 檢 項 目	点検実施日 年 月 日				点検実施日 年 月 日			
		点 検 者		責 任 者		点 検 者		責 任 者	
		判 定		備 考		判 定		備 考	
避 難 器 具	操作に障害となる物品等はないか								
	容易に接近できるか								
	降下空間の途中に看板、エアコン屋外機等の障害物はないか								
	降下場所の周囲及び避難路が確保されているか								
	取付場所の窓等は容易に開放できるか								
	標識、取扱い説明板等の破損、脱落はないか								
	器具の腐食、破損等はないか								
誘 導 灯 誘 導 標 識	表示パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか								
	内蔵バッテリーによる点灯は正常か								
	照明器具、装飾品等で見えにくくなっているか								
	器具の変形、破損等はないか								
	室内のレイアウト等の変更により、設置位置が不適切となっていないか								

判定欄の記号 ○～良 ×～不良 ⊗～改修済

(注) 自主点検は、1か月に1回以上実施する。

# 消火活動上必要な施設等の自主検査表

No.

区 分	点 檢 項 目	点検実施日 年 月 日				点検実施日 年 月 日			
		点 検 者		責 任 者		点 検 者		責 任 者	
		判 定	備 考		判 定	備 考			
排 煙 設 備	垂れ壁の作動障害はないか								
	起動装置の近くにさまたげとなる物品等はないか								
	手動操作箱、装置に変形、破損等はないか								
凍結散水設備	ヘッドの周囲に障害物はないか								
	ヘッドの変形、破損等はないか								
	バルブ類は適正な開閉状態となっている								
	送水口付近に障害物がなく、送水区域表示図があるか								
連 結 送 水 管	放水口のバルブが開いていないか								
	放水口箱扉の開閉を妨げる物品又は変形等はないか								
	送水口付近に障害物はないか								
	送水口標識板に破損等はないか								
非常コンセント設 備	保護箱周囲に障害物はないか								
	保護箱扉は容易に全開できるか								
	表示灯は点灯しているか								
消防隊進入口	標識、表示灯に異常はないか								
	進入口の周囲に障害となる物品等はないか								
消 防 用 水	採水口周囲に障害物はないか								
	消防車は容易に接近できるか								
	水量は確保されているか								
無 線 通 信 補 助 設 備	保護箱周囲に障害物はないか								
	保護箱扉は容易に開閉できるか								
	接続端子に変形、破損等はないか								

判定欄の記号 ○～良 ×～不良 ⊗～改修済

(注) 自主点検は、1か月に1回以上実施する。